

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 2 月 定 例 会 ——

平成30年2月15日（木）

開 催 日 時 平成30年2月15日（木） 午後2時00分～午後4時04分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 古川正之 教育長  
森井良子 教育長職務代理者  
高槻成紀 委員  
三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長  
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長  
松原悦子 地域学習担当部長  
余語聡 教育総務課長  
坂本伸之 学務課長  
荒木忍 教育施策推進担当課長  
相澤良子 地域学習支援課長  
照井幸枝 中央公民館長  
湯沢瑞彦 中央図書館長  
石野義史 教育総務課長補佐  
星野賢二 学務課長補佐  
関口優一 学校給食センター所長  
本橋義浩 指導課長補佐  
中村和哉 指導主事  
永田達也 文化スポーツ課長  
島田秀幸 スポーツ振興担当課長

書 記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事  
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

なお、本日は山田委員よりご都合により、ご欠席との届け出をいただいております。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は森井教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（6）並びに、議案第52号から第58号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

## ○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

### （教育長報告事項）

## ○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）教育委員会管外視察研修について、私から報告いたします。

1月30日に森井教育長職務代理者、山田委員、高槻委員、三町委員、荒木教育施策推進担当課長兼統括指導主事、随同行の余語教育総務課長と私の7名で、千代田区立富士見小学校及びTOKYO GLOBAL GATEWAYを視察いたしました。

今回の視察研修は、学習指導要領の改訂により小学校で教科となる外国語教育を推進するうえで、先進校の取組を参考とするために実施したものです。また、今年9月6日に東京・青海にオープン予定の、東京都教育委員会と株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY が提供する TOKYO GLOBAL GATEWAY も視察してまいりました。

午前中に、千代田区立富士見小学校を訪問しました。千代田区立富士見小学校は、平成27・28年度千代田区教育委員会研究協力校として、「生き生きと関わり合う 外国語活動の授業づくり」というテーマで研究を行っています。

千代田区教育委員会、坂田教育長のご挨拶をいただいた後、富士見小学校、磯野副校長より研究の概要説明がありました。富士見小学校の児童は、英語や外国の文化、日本の伝統文化に触れる機会が多く、低学年から英語に触れ合う授業を積み重ねてきているので、聞き取りの力がついている。しかし、英語を発話することに関しては、高学年になるにつれて自信がなくなっていく児童が多いという実態から、児童に自信をもたせることができる授業を目指したということでした。積極的に発話できる場面の設定を行い、児童のコミュニケーション能力の育成に取り組んできました。また、児童が交流活動を楽しむ場面のある授業づくりをしてきました。さらに、外国語に親しみ、日常的に語彙を増やすために、活動と環境づくりにも取り組んできました。その結

果、児童は意欲的に外国語活動に取り組み、英語表現を楽しむようになったとのことでした。

実際、説明後に、4年1組の鶴学級の授業を参観させていただきました。連想ゲームやビンゴゲームなど、いろいろなゲームを行い、英語でコミュニケーションをとっていました。児童が、とても楽しそうに活動していたのが印象的でした。

富士見小学校の研究・実践は、参考となるものが多く、今後の小平市の教育施策にも活用できる貴重な研修となりました。

午後は、TOKYO GLOBAL GATEWAY を視察しました。現在、工事中のため、別の階で説明を伺いました。日常生活でのコミュニケーションをさまざまな場面で体験ができるアトラクション・エリアと、英語を用いて実践的かつ探究的な学習をグループワークで体験できるアクティブイマージョン・エリアの説明を受けました。ガイド役として、8人の児童・生徒に一人のエージェント（English Speaker）がつき、入ってから帰る時まで、休み時間もずっと一緒に児童・生徒と会話を続けられるというのが、すばらしいと思いました。また、アクティブイマージョン・エリアでは、スペシャリストと呼ばれる、それぞれのプログラムの専門性を理解し指導できるインストラクターがつきます。エージェントも一緒に行動するので、児童・生徒は常に英語で会話をしていることとなります。体験的で実践的な活動ができると思いました。

課題としては、場所が江東区なので往復の時間がかかることと、交通費等費用が多額だという点です。引き続き調査研究をしていく必要があると思いました。

最後になりましたが、私どものために時間を割いて、快く視察をお引き受けいただきました千代田区教育委員会、坂田教育長、並びに富士見小学校、高藤校長を初めとする教育委員会事務局や学校関係者の皆様と、東京都教育委員会と株式会社 TOKYO GLOBAL GATEWAY の皆様に心より感謝申し上げます。管外視察研修の報告といたします。

私からの報告は以上でございますが、参加された委員の皆様から、もしご感想、ご意見等がありましたら、お話しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

### ○森井教育長職務代理者

ただいま教育長よりご報告いただきましたとおり、今回外国語教育ということで、大変実り多い管外視察となりました。私が印象深かったのは、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、富士見小学校4年1組の鶴教員による外国語の授業を参観させていただいたことです。

富士見小学校では、帰国子女が多いことを背景に、企業づくり、環境づくり、そしてモジュールの活用を通してコミュニケーション能力を育成することを課題として、外国語教育を進めているとのことでした。参観した授業では、限られた時間の中でも普通の学級での様子がうかがえるほど、学習の流れが児童にしっかりと身につけており、先生も児童も大変元気に楽しく授業に取り組んでいる様子に好感を持ちました。

外国語教育を進める際には、外国語に特化している教員が指導するのではなく、年度初めに教員が同じスタートラインに立って、共通理解のもと、授業をつくっていくことで、以前に学んだ会話に学年に応じた会話をプラスするなど、児童が自信をもって発言できるような工夫がされて

おり、小平でも活用できるのではないかと感じました。

また昼食には給食をいただきました。自校給食とのことで、お野菜がたくさん入った大変おいしい給食でした。小平市以外で給食をいただく機会をいただき、大変ありがたく思いました。

TOKYO GLOBAL GATEWAY については、教育長がおっしゃったとおりですが、私も果たして短時間で一人一人がどれほどの体験ができるのかということは、説明だけでは、そのよさを十分に感じることはできませんでした。今後利用するかどうかは、他市の利用状況や利用後の感想などを考慮したほうがよいのではないかと感想をもちました。

## ○古川教育長

ありがとうございました。あとはよろしいですか。

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

## (委員報告事項)

### ○古川教育長

次に、委員報告事項を行います。

委員報告事項（１）平成２９年度東京都市町村教育委員会連合会研修会について。森井教育長職務代理者からご報告をお願いいたします。

### ○森井教育長職務代理者

委員報告事項（１）平成２９年度東京都市町村教育委員会連合会研修会について、私からご報告いたします。

研修会は２月２日、金曜日に東京都自治会館講堂で開催され、小平市からは山田委員、三町委員、教育総務課、片野主任、そして私、森井の４名で参加してまいりました。資料No.2をご覧ください。

今回の研修会では、「２１世紀スタイルの教育について」と題した日本文学研究者であり、現在、国文学研究資料館長であるロバート・キャンベル氏による講演が行われました。ロバート・キャンベル氏は、資料裏面の研修会講師プロフィールにもございますように、１９８５年に九州大学文学部研究生として来日され、東京大学大学院総合文化研究科教授等の職を歴任された後、現職に就かれております。近世・近代日本文学が専門で、漢文学と関連の深い文芸ジャンル、芸術、メディア、思想などに関心を寄せられています。また、同氏は「芸術共創ラボ」というプロジェクトを立ち上げ、アートと翻訳により、アーティストの目を通して、古いものから新しいものをつくり出すという活動にも取り組まれており、テレビや新聞、ラジオ番組企画・出演など、さまざまなメディアでも活躍されています。

講話では、日本の公教育は均等に教育を受ける権利が保障されており、すぐれた公共性を持っているが、２１世紀には正解を出すことに加えて、問いをみずから考え、それを更新するスキルが求められており、みずから学ぶ力を育てる、いわゆるアクティブ・ラーニングが横断的にさま

ざまな教科でより求められるとのことでした。また、ICTの導入により、ビジュアルテラシー、視覚的読解力、すなわち文字だけではなく、画像を文字情報のように捉えて、画像の持つ役割を理解することが求められるようにもなるとのことでした。

同氏は10代のころ英語で枕草子を読んだことで、日本文学に興味を持たれたとお話されました。月の美しさを写真ではなく文字で伝えることに、人間の深いところを感じたことがきっかけだったそうです。また、文学作品をただ読むことに終わらず、その中に出てくる情景や物を実際に体験することで、読みが深まるという趣旨のお話もありました。

今回の研修会では学ぶということに終わりではなく、主体的に学ぶことで一つの事象を一方向からだけ捉えるのではなく、重層的に見つめることが深い学びにつながっていくのだということを改めて感じる、よい機会をいただきました。

#### ○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

#### (事務局事項)

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

事務局報告事項(1)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項(1)小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成30年2月14日現在の市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で18校、延べ72学級、中学校で5校、延べ31学級でございます。

各学校には、市内及び都内の学級閉鎖等の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、小まめな手洗い、せきエチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項(2)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項(2)小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改

正についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

このたびの審査基準の一部改正は、指定学校の変更に関して、指定の小学校までの通学距離が、変更を希望する小学校までの通学距離に比べ、3倍以上あるときに変更を許可する規定を、市内の実態に合わせて削除するほか、区域外就学に関して、市内に転入する場合で、転入前から指定の小・中学校に通学を希望するときに、通学の安全確保の観点から通学時間の上限を設けることを主な内容とするものでございます。

詳細につきましては、坂本学務課長から説明いたします。

## ○坂本学務課長

それでは、資料をご覧ください。1の改正の概要のとおり、改正点は三つでございます。

2の改正の内容に沿って説明をいたします。

1点目として、(1)でございますが、指定学校の変更の許可の審査基準のうち、「地理的理由」の区分を削除するものでございます。これまでは指定の小学校までの通学距離が、変更を希望する小学校までの通学距離に比べて、3倍以上あるときは変更を許可するという規定がございました。市内でこの条件に当てはまる場所は何か所かありますが、指定学校までの距離が長いのか、短いのかの差は場所ごとに異なり、かなり短い場所も存在をします。市の東部地区にも、この条件に該当する場所が複数あり、この規定を理由に特定の学校が選択されることも予想されます。また東部地区の児童・生徒の増加に伴う対応として、今後、調整区域の解除が予定されておりますが、その区域内にも存在しているという状況でございます。

これらのことに対しまして、まず指定学校と変更を希望する学校への通学距離が資料にございますように、100メートルと300メートル余りというように、両方とも短い場合にも変更を認めるとなると、規定の趣旨にそぐわないこと。3倍以上という条件に当てはまる最長距離の場合でも、1キロ余りであり、市内の他の箇所の通学距離と比べて、特段長い距離ではないこと、さらに東部地区の調整区域を解除したときに、同じ区域内で学校選択が可能な場所が一部残ることは不相当であることから、地理的理由の区分を解除することといたしました。

次に、2点目、(2)でございますが、区域外就学の承諾の審査基準のうち、「市内に転入する予定がある場合」の事由に「通学時間がおおむね40分以内であるとき」という文言を追加し、通学時間の上限を設けるというものでございます。これまで児童・生徒の通学の安全確保の観点から、転出における区域外就学については、通学時間をおおむね40分以内と定めておりましたが、転入を予定しての区域外就学の場合には、特段定められておりませんでした。このたび、転出の際と同様の趣旨から、通学時間に上限を設定して均衡を図ることとしたものでございます。

また、3点目の、(3)につきましては、ただいまの(2)とも関連しますが、指定学区外や区域外からの通学には危険が伴うということを改めて保護者の方に理解してもらい、保護者による児童・生徒の通学の安全についての配慮を促す文言を追加するものでございます。

3の適用年月日は、本年2月5日でございます。

4の広報でございますが、市報、教育委員会だよりでお知らせしてまいります。既に市のホ

ホームページにつきましては、内容を更新し、改正後の審査基準を掲載いたしてございます。

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項（3）寄附の受領について、説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項（3）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

1は、金1万円を小川達也様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

2は、カラープリンター1台、ブックトラック2台、フリーステップ1台、タイプライター1台を小平図書館友の会様より小平市立図書館への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

事務局報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明いたします。

#### ○余語教育総務課長

本日報告いたしますのは、10件でございます。うち新規申請は2件でございます。

受付番号（71）明治大学校友会小平地域支部主催第1回公開講演会は、明治大学校友会小平地域支部が主催する事業で、「ふれあいで心をつなぐ仲間づくりを通して生きる意欲を育む」と題した公開講演会を実施する事業でございます。

受付番号（78）水墨画教室は、学び舎江戸東京ユネスコクラブが主催する事業で、毎月1回、年12回の水墨画実技指導の教室を行う事業でございます。

そのほかの8件は、いずれも例年もしくは過去に承認しているものでございます。

#### ○古川教育長

次に、事務局報告事項（5）事故報告Ⅰ（1月分）について、説明をお願いいたします。

#### ○出町教育指導担当部長



事務局報告事項（５）事故報告Ⅰ（１月分）についてを報告いたします。

１月の「事故報告Ⅰ」の交通事故、一般事故につきましては、資料№.7のとおりでございます。詳細につきましてご説明いたします。今月ご報告する交通事故はございませんでした。

中段をご覧ください。一般事故は小学校管理下で５件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期と比べ、交通事故は１件から０件へ減少し、一般事故は３件から５件へと増加しております。

それでは、小学校の休み時間中の事故①と授業中の事故⑤について、ご報告いたします。

はじめに、休み時間中の事故①です。１月１５日月曜日午前１０時３０分ごろ、小学校４年生男子児童Ａは遊びの中でほかの児童とのトラブルを起こし、イライラして近くにあった石を地面に投げつけました。その際に、石が細かく割れ、後ろにいた４年生男子児童Ｂの右目に石の破片が入ってしまいました。保健室にて応急手当をして様子を見ましたが、痛みが引かないため、養護教諭と駆けつけた保護者とともに救急車にて病院へ搬送しました。診察の結果、角膜びらん、網膜震とう、という診断で処置を受けました。その後は点眼を続け、現在は完治をしております。

続きまして、授業中の事故⑤です。１月１５日月曜日正午ごろ、４年生男子児童は体育にて跳び箱の学習に取り組んでいました。７段の跳び箱の上で、台上前転を行ったところ、頭頂部を跳び箱につけた状態で無理に飛び上がったため、首に体重がかかり、前転しながら右方向に落下しました。その後、保健室にて応急処置を行いました。下校後も痛みが取れなかったため、保護者と病院に行きました。診察の結果、首の第一関節にズレが見られたため、ソフトシーネにて固定する処置を受けました。当該児童は翌日は欠席をしましたが、翌々日には登校し、首の固定も１週間程度で取れたということでございます。学校では事故翌日に跳び箱指導のための安全確保について全教員で研修を行い、再発防止に努めました。

## ○古川教育長

ありがとうございました。

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

## ○三町委員

事務局報告事項（２）小学校指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の一部改正について、事実関係でお聞きします。改正をされたということは課題があったからだと思います。何か問い合わせ等で、例えば過去に１や２に該当するようなケースがあって苦慮したとか、そういうことはあったのでしょうか。教えてください。

## ○星野学務課長補佐

改正内容の（１）の地理的理由や（２）の４０分以内というところがございますが、（１）につきましては、保護者から３倍はないけれども、認めてくれないかというような要望は毎年寄せられているところでございます。

(2)については、新しいマンションが市内にでき、そこに転入予定ということで、入学を希望される方もいらっしゃるのですが、どうしても距離的にかなり遠いお子さんもいらっしゃると思います、小学校1年生くらいですと、通学時に危険性もありますことから、こういった規定を新たに加えさせていただきます。

### ○三町委員

過去にもあるということと、今後調整区域もなくなってしまうということもあって、基本的には兄弟関係を除けば、原則として指定された学校に行くというのを教育委員会の姿勢としてはっきり打ち出すということですが、これはいじめ等による配慮は残っているのか、まず1点確認です。

それから、二つ目の小学校1年生の具体的な例としては、例えば2年生になるときに転校するため、早めに慣らしたいから通わせたいということでもよろしいのでしょうか。

### ○星野学務課長補佐

基本的には今、他市の小学校に通われている方というのは、事前に通学したいという方はほぼいらっしゃいません。新入学で、小学校に入学する際に、今住んでいる地域の小学校よりも、転入予定なので小平市の小学校に通いたいというように申し出る方がほとんどでございます。

### ○三町委員

状況は分かりました。つまり、地元の学校に通わせて、すぐに転校させるよりは、小平市の方に通わせたいという親の思いであり、何とも難しいという感じがします。例えば、親の通勤経路になっていて一緒に行ける、そういうことがあったらどうなのかという思いがあります。2月2日から、スタートということになっているようですので、少しかわいそうという思いはします。

### ○古川教育長

事情の聞き取りはどうでしょうか。

### ○星野学務課長補佐

基本的には、お一人ずつお話は聞いて取り組んではおります。ただ、そのケースによって、いろいろ分かれるわけですが、こちらの規定で申し出てくるお子さんというのは、小学校に入る前のお子さんが多いという状況があって、それが最長で1年間以内に転入する場合には、この規定を使って通学することができるということになりますので、期間的に1、2か月など、短期間であればまだよいのかもしれませんが、場合によっては1年近く、1時間も、2時間もかけて通学して来なければならないという状況が出てきてしまうということがありますので、今回こういった規定を加えさせていただきます。

### ○古川教育長

先ほども三町委員が言った教育的な配慮ということは、当然あり得るのでしょうか。

### ○星野学務課長補佐

教育的配慮につきましては、いじめですとか、そういったケースで小平市の学校に通うというようなケースは全く想定していないわけではございませんが、引っ越しに伴うということでは、教育的配慮としては捉えていないところでございます。

### ○森井教育長職務代理者

今のところで、2の改正の内容の(2)の市内に転入する予定がある場合ですけれども、建設中のマンションが完成し入居するまでの何か月間だけという意味ならわかるのですけれども、例えば以前部活の関係であったと思うのですが、転入すると言って、実際は転入しないという場合も、1年間は猶予があるということでしょうか。

### ○星野学務課長補佐

こちらの規定を使う場合には、実際に、賃貸借契約書や売買契約書などのコピーをさせていただいて、時期も含めて内容を確認させていただいております。そのまま転入して来ないというようなケースは、ほぼございません。

### ○三町委員

事務局報告事項(5)事故報告Iの⑤について、この後に安全配慮に関する研修を行ったという話があったのですが、何か安全管理上の瑕疵とまでは言わないですけれども、指導すべき事項が弱くこういう状態になったのか、きちんと指導していてもなってしまったのか、教えてください。

### ○出町教育指導担当部長

指導上は問題なかったと捉えておりますけれども、例えばさっき落下したという話をしましたけれども、マットは前方だけではなく、側面にも敷いておくなどの配慮は必要だったかと思いません。

### ○三町委員

わかりました。

### ○森井教育長職務代理者

事務局報告事項(1)インフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてですけれども、全国的にインフルエンザが爆発的に大流行というところで、この数は仕方がないところではある

のかと思うのですが、各学校が、うがい手洗い以外でインフルエンザが蔓延しないよう何か取り組んでいることがほかにあるようでしたら教えてください。現在は収束に向かっているのかについても伺いたいと思います。

#### ○坂本学務課長

学校には、うがいであるとか手洗い、これは有効なことであるということでお知らせしております。それ以外ですと換気ということで、窓を開けるということは行っているようでございます。教室の上の方に小さい窓がありますので換気を行うことや加湿ということで学校によってはタオルのようなものに水を湿して、それをかけておくというような工夫も伺ってございます。

それから2点目ですけれども、方向としては収束に向かっているのではないかと考えております。と申しますのは、これは小平市の医師会で発表している数字ですが、今わかっているのが先週時点の2月5日から11日までの1週間に1,350人前後の方が、応急診療所も含めて、受診されておりました。その前は、1,700人から1,800人台が3週間続いております。今年を含めて3年間では、大体この2月の1週目、2週目くらいが山場になっております。受信者数は下がりがつありますので、このまま収束に向かっていくのではないかと感じてございます。

#### ○古川教育長

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

#### ○古川教育長

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(協議事項)

#### ○古川教育長

次に、協議事項(1)平成29年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

協議事項(1)平成29年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

資料No.9をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、年2回表彰式を行っております。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒、またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

今回ご協議いただくものを含めまして、対象者は小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条

第1号ウに該当する61名、9団体となっております。

詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

**○古川教育長**

このことにつきましては、ご質問、ご意見をいただきたいと存じますが、「候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

**○森井教育長職務代理者**

二宮康明杯全日本紙飛行機選手権大会（規程種目11）というのは、初めて私は目にしましたが、どういった大会で、規程種目11とはどういったものなのか、ご説明をお願いします。

**○余語教育総務課長**

規程種目11というのが、紙飛行機の飛行時間を競うものでございます。

**○森井教育長職務代理者**

全国大会1位というのがどれほどの飛行時間なのか、また紙飛行機には何か決まりがあるのでしょうか。

**○余語教育総務課長**

実際の飛行時間等については把握しておりませんが、この方は全国ランキングベスト35に入っている方で、ベスト35に入っていないと出られない大会で優勝されたということでございます。

**○古川教育長**

ほかにごございますでしょうか。

ーなしの声ありー

**○古川教育長**

「候補者一覧」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○古川教育長**

以上で協議事項（１）を終了いたします。

ここで、職員の入替えのため、暫時休憩とします。

—暫時休憩—

## ○古川教育長

会議を再開いたします。

（議案）

## ○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第４７号、平成２９年度教育予算の補正の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

## ○有川教育部長

議案第４７号、平成２９年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会３月定例会提出議案の原案として、教育委員会が所管する教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきまして、教育費都補助金で１，００７万１，０００円の増、教育債で７，２１０万円を減額いたします。

歳出につきまして、教育総務費で４３万５，０００円の減、小学校費で８，４４２万７，０００円の減、中学校費で６００万円の減、社会教育費で３，１９９万１，０００円の減、保健体育費で１２０万円の減、合計して教育委員会が所管する教育費で、１億２，４０５万３，０００円を減額いたします。

はじめに、歳入の内容でございますが、教育費都補助金につきまして、平成２９年度中に新たに創設された公立学校施設トイレ整備支援事業補助金の対象事業として事業採択されたことに伴い、皆増いたします。

教育債につきまして、起債対象事業費の減に伴い、減額いたします。

続きまして歳出でございますが、年度末の歳出事業費確定の時期となりますことから、教育総務費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

小学校費では学校管理費につきまして、契約額が確定したこと、また事業費が確定したことに伴い、不要となる額を減額いたします。教育振興費につきまして、就学援助受給者が確定したことなどに伴い、不要となる額を減額いたします。

中学校費では学校管理費につきまして、契約額が確定したことに伴い、不要となる額を減額いたします。

教育振興費につきまして、就学援助受給者が確定したことなどに伴い、不要となる額を減額い

たします。

社会教育費では文化財保護費につきまして、契約額が確定したことに伴い、不要となる額を減額いたします。

公民館費につきまして、工事内容を変更したことに伴い、不要となる額を減額いたします。

図書館費につきまして、不要となる人件費を減額いたします。

保健体育費の学校給食費につきまして、契約額が確定したことに伴い、不要となる額を減額いたします。

なお、市長部局で歳入いたしました、土木費国庫補助金である住宅・建築物安全ストック形成事業交付金、及び民生費都補助金であるユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業の一部を歳出の財源として充当しております。

#### ○古川教育長

質疑に移ります。

#### ○森井教育長職務代理者

歳出の公民館費の工事内容の変更による減というのは、具体的にはどういった変更があったのでしょうか。

#### ○照井中央公民館長

工事の変更内容でございますが、中央公民館の屋上西側にあります煙突工事の撤去を取りやめたことにより、工事の内容を変更したものでございます。

#### ○古川教育長

ほかにございせんか。

ーなしの声ありー

#### ○古川教育長

それでは質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○古川教育長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第47号、平成29年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

#### ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第48号、改訂版小平市教育振興基本計画の策定について、提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

議案第48号、改訂版小平市教育振興基本計画の策定についてを説明いたします。

本案は、昨年度から、アンケート調査を実施するなど改訂作業を進めてまいりました小平市教育振興基本計画について、市民意見公募手続などを経まして、このたび、計画（案）がまとまりましたので、ご審議いただくものでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明いたします。

#### ○余語教育総務課長

それでは、議案第48号、改訂版小平市教育振興基本計画の策定についてをご説明いたします。

はじめに、計画素案に対する市民意見公募手続の実施結果についてご報告いたします。

添付しております資料、改訂版小平市教育振興基本計画（案）についての3ページ目をご覧ください。

計画素案について、本年1月9日から2月7日までの30日間、市民意見公募手続を実施し、ご意見を一人の方からいただきました。いただきましたご意見は、計画（案）に反映するもの、1件でございます。

意見の内容と計画への反映の詳細につきましては、資料のとおりでございます。

次に、計画（案）について、概要をご説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

「1 計画改訂の背景」でございますとおり、このたび計画の改訂は、計画当初の予定に従い、計画期間の平成25年度から平成34年度までの10年間の中間で、数値目標の達成状況を確認し、これまでの取組を検証するとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、主な施策を見直すなどの時点修正を行ったものでございます。

続きまして、資料の2ページ目をご覧ください。

「4 計画改訂の概要」でございますとおり、改訂版の教育振興基本計画は、計画の中間での時点修正のため、第1章から第5章までの章の構成は当初の計画と変更はございません。

また、このたびの市民意見公募手続によりいただいたご意見の主たる部分は、既に実施している内容のため、素案からの大きな変更はございません。

そのため素案と成案はほぼ同じものとなります。



時点修正の詳細な説明につきましては、素案の協議の際に行っておりますが、改めて第1章から順にご説明いたします。

まず第1章、計画の基本的な考え方では、計画の策定から5年間の経過することに伴う時点修正等による書き換えを行っております。

国の動向として、平成24年度小平市教育振興基本計画を策定してから、これまでに新たに交付された「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、そして「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を記載するとともに、改正された法律についても記載いたしました。

また、東京都の同行、小平市の教育のこれまでの取組についての記載も書き換えております。

小平市に関する記載では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、市長が「小平市の教育に関する大綱」を策定したことや、平成27年4月に行われた小平市の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局が担うこととなったことなど、市長部局との連携に関する記述も行っております。

第2章、小平市の教育の現状と課題では、平成28年度に実施いたしました「小平市の教育に関するアンケート調査」の結果と、計画の策定時に実施いたしました、平成23年度の「小平市の教育に関するアンケート調査」の結果との経年比較を行うなど、小平市の教育に関する現状を確認し、5年間の成果を踏まえた記述といたしました。

あわせて、2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることや、学習指導要領が改訂されたことなどの社会情勢の変化なども踏まえた記載といたしました。

また、課題につきましても、計画の後半に取り組む必要がある新たな課題といたしまして、改訂された学習指導要領の趣旨の具現化への取組、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした取組、公共施設マネジメントに沿った取組などを記載いたしました。

続きまして、第3章、教育の目標でございますが、この章は「目指す人間像」の記述など、計画の根幹をなす部分でございますので、基本的には記載内容の変更はしておりませんが、計画の後半で達成を目指す目標値の設定についての検討を行いました。

数値目標でございますが、計画の当初において、計画期間の10年間で達成すべきものとして、6項目の具体的な目標を定めております。

いずれの目標も10ポイントの改善を目指すものでございますが、当初の計画策定時において、計画の間でのアンケート調査の結果を受けて、後半5年間で目標達成が難しいと思われる場合には、必要に応じて数値目標の見直しを図ることを定めております。

アンケート調査結果の経年比較による数値目標の達成状況では、改善傾向の結果となっているものが4項目、改善が見られない項目が2項目ございました。

この結果を受けまして、計画策定時において、計画期間の10年間で10ポイントの改善を目指したことを踏まえ、改善の基準を平成23年度のアンケート調査から、平成28年度のアンケート調査に変更し、今後5年間で5ポイントの改善を目指すことといたしました。

第4章、施策の展開では、第2章で記載いたしました小平市の教育の現状及び課題に基づき、

15の基本的施策に沿った施策の方向性及び主な施策の書き換えを行っております。

重点プロジェクトにつきまして、一つ目が「すべての子どもの生きる力を強化する」、二つ目が「学校・教員・家庭・地域が高め合う」、三つ目が「新たな教育のかたちを創造する」という、三つの柱は変更しておりませんが、主な施策の書き換えにあわせ、三つの重点プロジェクトに掲げる項目及び内容を変更いたしました。

第5章、計画の推進にあたってでは、基本的に変更は行っておりませんが、アンケート調査の実施に係る記載部分の時点修正を行いました。

最後に、今後の予定でございますが、この計画（案）につきまして、本日議決をいただけたら、印刷・製本作業に入り、3月19日の幹事長会議への報告を経て、市民意見公募手続の実施状況とあわせて、市民の皆様に公表する予定でございます。

#### ○古川教育長

質疑に移ります。

よろしいですか。

ーなしの声ありー

#### ○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

#### ○古川教育長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第48号、改訂版小平市教育振興基本計画の策定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第49号、小平市教育振興基本計画の平成30年度基本的な方向及び主な取組について、提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○有川教育部長

議案第49号、小平市教育振興基本計画の平成30年度基本的な方向及び主な取組についてを

説明いたします。

本案は、「小平市教育振興基本計画」に掲げた目標を達成するための、来年度の基本的な方向及び主な取組を定めるものでございます。

平成30年度の主な取組といたしましては、新規事業が6事業、継続事業が51事業、合計57事業でございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明いたします。

## ○余語教育総務課長

議案第49号、小平市教育振興基本計画の平成30年度基本的な方向及び主な取組についてをご説明いたします。

はじめに、小平市教育振興基本計画の推進体制でございますが、平成24年度に計画を策定した後、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること、及び文化に関することを市長部局において実施することとなりました。このことに伴いまして、市長部局が所管いたします事業につきましては、事業名の後に、「市長部局」と記載しております。

それでは、お手元の議案に沿って、概要をご説明いたします。

1ページには、計画に掲げた「めざす人間像」と、「計画の基本理念」、三つの「教育目標」、二つの「施策展開の視点」、さらに、本計画とあわせて推進する個別計画と、「こだらの小・中連携教育」の視点について示しております。

なお、冒頭の文章の2段落目に、平成29年度に、教育振興基本計画につきまして、計画期間の中間での改訂を行ったことを記載いたしました。

2ページ及び3ページには、計画の体系図を示しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

三つの教育の目標を達成するための、15の基本的施策について、新規・継続を含め、来年度の基本的な方向に沿う主な取組として、57事業を掲げております。このうち、特徴的なものを中心に説明いたします。

はじめに、「1確かな学力の向上」の中ほど、「小学校へのALTの配置時間の増」では、学習指導要領の改訂に伴う小学校の外国語活動の時数の増加に合わせ、外国人の英語指導助手の配置時間を拡充いたします。

その次の「中学校における地域による放課後等の学習支援の実施」では、平成29年度に中学校全校での実施となった放課後学習教室につきまして、実施回数の充実を図ります。

続きまして、5ページをご覧ください。

「2健やかな体の育成」の中ほど、「楽しみながら運動プログラムの実践」では、平成29年度に開発した「楽しみながら運動プログラム」を、各校で実践し、定着していくことを目指します。

その次の「小学校給食調理業務委託の実施」では、既に実施している8校に加え、新たに1校で実施いたします。

続いて、7ページをご覧ください。

「3豊かな心の育成」の中ほど、「特別支援学級介助員の中学校の宿泊学習等への配置」では、中学校の特別支援学級における宿泊学習及び修学旅行時に、介助員を配置いたします。

その三つ下、「就学相談業務の拡充(人員体制・備品購入)」では、相談件数の増加に対応するため、臨床心理士等の就学相談員を1名増員するとともに、発達検査業務の一部についても行ってまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。

「7学校の経営力向上」の一つ目、「コミュニティ・スクールの推進」では、新たにコミュニティ・スクールを目指す学校を支援してまいります。

続きまして、12ページをご覧ください。

「10教育環境の整備」の三つ目、「通学路防犯カメラの設置」では、平成27年度から4年間で全小学校への設置を予定している事業で、平成30年度が最終年度となります。

続きまして、13ページをご覧ください。

「11生涯学習の推進」の取組の下から二つ目、「東京オリンピック・パラリンピックに向けたタイムリー講座の実施」では、東京オリンピック・パラリンピックに向け、パラリンピック種目となります「ボッチャ」を通して市民が交流する機会をつくる講座を開催いたします。

続きまして、14ページをご覧ください。

「12図書館の充実」の主な取組の一つ目、「地域資料のデジタルアーカイブ化事業の実施」では、小平市の地域資料や貴重な資料をデジタル化し、ホームページ上で閲覧できるようにする事業を、平成32年度までの3年間の予定で実施いたします。

その下、「図書館情報総合管理システムの更新」では、平成30年度に導入から6年が経過するシステムについて、入れ替えを行うものでございます。

下から二つ目、「図書館のブランディング」では、平成29年度に作成したグッズの展開を行います。

続きまして、16ページをご覧ください。

「14郷土愛と後継者の育成」の主な取組の一つ目、「平櫛田中彫刻美術館の活性化」では、隔年で実施しております特別展の開催年となりますことから、特別展「明治の彫刻(仮称)」を実施いたします。

続きまして、「15多様な主体との連携と施設のあり方の検討」の主な取組「学校給食センターの建替えに向けた検討」では、「学校給食センターの整備に関する基本的な方向性」に基づき、施設の方針に着手します。平成30年度は、PFI手法による授業範囲を定める実施方針及び一般的な業務委託における仕様書に相当する要求水準書を策定いたします。

## ○古川教育長

質疑に移ります。

### ○三町委員

新規の内容についてお聞きしたいのですが、4ページのALTの配置時間の増ということで、予算額が書いてありますけれども、外国語活動の時数の増加に伴って配置時間が増えるというのは、どの程度にALTが入るのか、どの程度の時間にALTが何時間くらい入るとか、わかりやすく教えてもらえますでしょうか。

### ○本橋指導課長補佐

小学校へのALTの配置時間の増でございますけれども、現行、小学校3・4年生につきましては、年間4時間の配置でございますが、これを10時間から11時間程度に増加させる予定でございます。5・6年生につきましては、現行10時間程度のところを25時間から26時間程度に増加させる予定でございます。

### ○三町委員

それは外国語活動、あるいはまだ外国語にはならないのでしょうかけれども、5・6年生でいうと、週に1・2回英語活動があるとするならば、そのうちで入る日は一日とか、そのような感じでしょうか。あるいは1か月に何時間分のうちの、どれくらいALTが入るのでしょうか。

### ○荒木教育施策推進担当課長

小学校5・6年生は、外国語活動として来年度以降、教科になるまでに50時間から70時間実施することになっておりまして、そのうちの25時間から26時間について、ALTがそれをするということとなります。

### ○三町委員

50時間から70時間というのは、学校によって違うのでしょうか。

### ○荒木教育施策推進担当課長

授業時数としては70時間ですけれども、学校によってはモジュール等で一部10時間と朝の15分にやる学校もございますので、ただ、そのモジュールにはALTを充てることができないので、授業45分の時間の中でやるということだと50時間から70時間の中で25時間から26時間ALTが補助として入ることになります。

### ○三町委員

単純に言えば、2回やれば1回が入るということだと思います。それは、例えばある期間連続して入れられるのか、何回に1回という形になるのか、そういうカリキュラム上の柔軟性というのは、どの程度までできる配置形態なのでしょうか。

### ○荒木教育施策推進担当課長

学級数によって配置できる日数が変わってきますけれども、今、ALTの業者と学校とで、来年度の教育課程に基づいて、どの日に配置してほしいか、どの日は配置してほしくないか、例えば行事等の練習で配置してほしくない日など調整をいたしまして、市内に配置できるALTの人数も業者の都合もありますことから、調整を図って、配置するということになります。基本的には学校の希望通りということです。

### ○三町委員

配置形態によって使いにくいなどもありますので、学校の意向もとりながら、組んでいただけるということでありありがとうございました。

もう1点、7ページの新規の特別支援学級介助員の中学校の宿泊学習等への配置について、宿泊学習や修学旅行に介助員を配置しますということですが、新規ということは、今まではどんな対応していたのか、教えてください。

### ○荒木教育施策推進担当課長

中学生の段階では自立を促す教育活動が大事であるというところから、中学校には介助員を配置しておりませんでした。ですが、子どもの障がいや特性が多様化しているということもあり、また障がい重複なども見られるというところから、これまで大変困難な学校については支援員を配置したり、学校が独自にボランティアを依頼したりということがございました。そうしたことから、今回、宿泊学習に介助員を配置するということでございます。

### ○三町委員

ボランティアということで学校が対応した場合は、基本的に市としては予算をつけてなかった、来年度からは予算をつけるということで、わかりました。

### ○古川教育長

ほかにございますか。

### ○森井教育長職務代理者

確かな学力の向上で、中学校における地域による放課後等の学習支援の実施というところで、平成29年度から中学校全校で実施しているということですが、体制への充実を図ることが平成30年度とられることになっているとのことですが、現在のところ、各中学校でどれほどの回数をやられているのかということと、かかわってくださる地域の方がどれほどいらっしゃるのか、また、その中で課題などがありましたら教えていただきたいと思います。

### ○相澤地域学習支援課長

各学校の実施状況はさまざまございまして、放課後子ども教室の中で放課後学習教室を開始している学校は、50回を超える回数で実施しており、今年度学校支援ボランティアの活動として3校新たに開始していますけれども、そちらの学校については、年度途中で補正予算により開始をしましたので、まだ各校何回というような結果は出ていない状況でございます。各学校、週に1回程度とか、あるいは定期試験の前に実施するであるとか、それぞれの学校のニーズに応じて実施をしている状況になっております。

それとボランティアの方、学習支援員の方たちにつきましては、大学生であるとか、元教員の方など、そういった地域の方で、こちらも学校によってさまざま、各学校の配置状況もさまざまですが、1回あたり、1人から3人くらいの人数で実施しているところが多いというふうに思っております。

課題といたしましては、教える人材の確保というところは、これは継続的な課題としてあるかと思えますけれども、現在のところは、各学校とも学生の方であるとか、地域の方などを配置して、順調に運営していただけている状況になっております。

#### ○森井教育長職務代理者

学生の方というと、大学と何かしら提携しているということではなくて、各学校でそれぞれに個別にお願いをしているということでしょうか。中学生の勉強を見るということは結構大変です。ある程度、教えられる方は限られてくるかと思うのですが、小平市内や近隣にもたくさん大学があるので、そういうところと提携していくというようなことを今後考えておられますか。

#### ○相澤地域学習支援課長

今現在大学と何か提携してというところはございませんが、各学校のほうで、もともと学校の授業支援などに入っている学生ボランティアさんもいらっちゃって、大学とつながりのある学校も多くございますので、そういった中でお願いできているという状況でございます。

#### ○森井教育長職務代理者

学区内に大学がある中学校はとてもありがたいと思うのですが、小平は東西に長いので、なかなかそういう恩恵を受けられない学区もあるかと思えます。できれば横に水平展開していただいて、近隣だからというだけでなく、小平市内の全ての中学校に大学の方のご協力をいただける体制ができればいいと思います。

#### ○相澤地域学習支援課長

放課後子ども教室にしても、学校支援ボランティアにしても、コーディネーター同士のネットワークもつくっていただいておりますし、また集まって情報交換をするような機会も設けてありますので、そういった中でも水平展開的なところは期待できるのではないかというふうには考えております。

**○古川教育長**

ほかにございませんか。

－なしの声あり－

**○古川教育長**

質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

**○古川教育長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第49号、小平市教育振興基本計画の平成30年度基本的な方向及び主な取組について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○古川教育長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第50号、平成30年度教育予算の申出について、提案理由の説明をお願いいたします。

**○有川教育部長**

議案第50号、平成30年度教育予算の申出についてを説明いたします。

本案は、市長が市議会3月定例会に予算案を上程するに当たり、教育予算について市長に申し入れるものでございます。

9ページをご覧ください。教育委員会で所管いたします10款教育費につきましては、前年度予算比10.7%増の、58億4,630万5,000円でございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明いたします。

**○余語教育総務課長**

それでは、平成30年度教育予算の申出について、ご説明いたします。

はじめに、平成30年度一般会計予算の全般的な特徴につきまして、説明を申し上げます。

平成30年度は、新たな行政需要に対する財源が限られる厳しい財政状況が見込まれる中でも、「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム」に掲げた重点施策など、真に必要な事業に予



算を集中させることにより、小平市第3次長期総合計画基本構想に基づく、まちづくりの実現に向けて取り組むための予算として編成しているということでございます。

教育委員会が所管する事務の平成30年度予算では、学校体育館の防災機能強化、学校給食センターの方針、地域による放課後等の学習支援の充実、放課後子ども教室の拡充などに取り組みます。

それでは、議案資料に沿って、平成30年度教育予算について概要を説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

はじめに、歳入につきまして、特に大きなものを順にご説明いたします。

「国庫資質金」として、下から二つ目、第五小学校校舎増築事業、その下の花小金井小学校校舎増築事業、3ページ中段やや上、小学校防災機能強化事業、その七つ下、中学校防災機能強化事業が主なものとなっております。

次に、「都支出金」では、4ページの上から一つ目、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金、中段やや上、非構造部材耐震化支援事業補助金（小学校）、中段、東京都放課後子ども教室推進事業費補助金、その下の、学校支援ボランティア推進協議会事業費補助金、下から二つ目、給与事務費、続いて、5ページ上から六つ目、スポーツ教育推進関連事業などに係る東京都の補助金及び委託金が主なものとなっております。

次に、6ページをお開きください。「市債」では、下から八つ目、第五小学校増築・大規模改造、その下の、花小金井小学校増築工事、一つあいて、小学校防災機能強化、続いて7ページの上から三つ目、花小金井南中学校地域開放型体育館新築工事、その下、中学校防災機能強化などが主なものとなっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

平成30年度当初予算につきましては、ただいま教育部長より提案説明申し上げましたとおり、教育委員会が所管する教育費の総額は58億4,630万5,000円で、一般会計全体の9%を占めております。教育委員会が所管する教育費の歳出予算につきましては、前年度の骨格予算及び肉づけ予算を合わせた52億8,202万2,000円に比べ、5億6,428万3,000円、10.7%の増となっております。

なお、資料部局で執行いたします予算を含めました10款教育費の総額は、64億9,754万5,000円で、前年度の予算との比較では、7億5,725万5,000円、13.2%の増となっております。

10ページからは教育部の各課分について、事業別にお示ししております。

なお、12ページ下段から13ページにございます文化スポーツ課でございますが、学校施設のスポーツ開放に関すること、また、文化財に関することは、市長部局が補助執行しておりますが、引き続き、教育委員会が所管する事務となりますことから、ここに含めて掲載しております。

平成30年度の教育委員会の主な事業につきましては、先ほどの議案第49号「小平市教育振興基本計画の平成30年度基本的な方向及び主な取組」でお示したとおりでございます。

繰り返しとなりますことから、改めての説明は省略させていただきます。

## ○古川教育長

質疑に移ります。

## ○高槻委員

9ページの歳出で、教育費全体は全体の9%を占めていて、10.7%の増ということですが、内訳を見て大きい変化は、小学校費で35.4%の増、学校管理費50.3%増、それからマイナスでは文化財保護で72.5%減です。社会教育費は減っていて、小学校費は伸びています。これは市の教育予算全体の中で時代的な流れといいますか、次年度に向けて、全体で10%くらいプラスの中で、優先順位としては小学校が大きくて、社会教育費のほうは抑えるという流れがあるということでしょうか。

## ○余語教育総務課長

今回、予算編成にあたっては、財源が非常に厳しいということで真に必要な事業の計上というようなことがございまして、小学校の学校管理費につきましては、東部地域の大規模開発が進むことで、児童・生徒が増えるため教室不足が見込まれることから、小平第五小学校の増築工事、それから花小金井小学校の増築工事が、本格的に平成30年度に実務されるため、大幅な増額となっております。教室については必ず確保しなくてはならないため、学校管理費が大幅に増額になっているということでございます。

社会教育費の件につきましては、永田課長から説明します。

## ○永田文化スポーツ課長

社会教育費の中の文化財保護費が72.5%の減ということでございますが、理由といたしましては、農林中央金庫から寄贈いただきました、鈴木遺跡管理用地のプールの解体工事がここで終わりまして、工事が終わったために大幅な減という形になったものでございます。

## ○高槻委員

予算配分の時代的な流れというよりも、具体的な工事とかが、あるものは進む、次のものは終わったみたいなことが反映されているということで、わかりました。

## ○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

## ○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第50号、平成30年度教育予算の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

#### ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

ここで職員の入替えのため暫時休憩といたします。

－暫時休憩－

#### ○古川教育長

会議を再開いたします。

次に、議案第51号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

#### ○出町教育指導担当部長

議案第51号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択についてを説明いたします。

平成30年度に小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書につきましては、平成29年8月17日の教育委員会定例会において採択が行われましたが、その後、本市で採択した一般図書の一部について供給不能であることが判明いたしました。

本議案は、既に採択済みの一般図書に加えて、別紙のとおり採択するものでございます。

#### ○古川教育長

質疑に移ります。

#### ○三町委員

供給不能というのが理由ですけれども、供給不能というものの原因というのは何でしょうか。たしか東京都の調査のリストの中にも調査対象として書かれていて、その中で学校もリストを見ながらきつと選んだと思います。だから、例えば潰れた、倒産したとか、そういうのはわかるのですけれども、昨年もたしか同じように供給不能というのはあったので、どういう流れでこういう結果が出てきたのかというのが、もしわかれば教えていただけますか。

#### ○本橋指導課長補佐

供給不能の原因でございますが、今回、4冊新たに追加採択という形になりますが、そのうちの3冊は品切れによるものでございます。そのほかのもう1冊は絶版という形で、東京都から連絡がきております。

#### ○三町委員

東京都が調べた時期にはあるということで採択し、その後ということで、わかりました。

#### ○高槻委員

この中から選んでくださいとあって、選んだらそれはありませんというのはおかしいと思います。選定作業そのものの意味も問われることになります。

また審査しないといけないということでしょうか。

#### ○出町教育指導担当部長

供給不能の今理由を述べさせていただきましたけれども、本当はそういうことはなくて、スムーズに採択されたものが子どもたちの手にというのが一番よろしいかと思えます。今回東京都からの、その後一覧というものの中に該当したものがございましたので、何ともこちらのほうで事前の対策というのが立てられないものでございますので、今回、それぞれ小平第一中学校、小平第三中学校から選定をしたものを、特別支援学級の教科用図書の審議委員会の委員長に追加候補ということで報告をさせていただきました。その委員長から教育委員会に建議がございましたので、今回このような形で審議を行っていただくものでございます。

#### ○高槻委員

今後こういうことがあると当惑しますので、次回の教科書選定のときにはないようにということを、お願いします。

#### ○出町教育指導担当部長

スムーズな採択というようなことを考えれば、このようなことがないということが一番望ましいと思っておりますので、東京都の教育委員会にもそういったような話が私どもの教育委員会のほうで出ているという、話はしていきたいと思っております。

#### ○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

#### ○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号、平成30年度使用特別支援学級教科用図書の追加採択について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

#### ○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時50分まで休憩といたします。

午後3時32分 休憩